

# 雑用水の水質管理について



雑用水に関する定期的な水質検査は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物環境衛生管理基準）と学校保健安全法（学校環境衛生基準）で規定されています。基準にあげられている検査項目、検査頻度は下記の通りです。

## 【建築物環境衛生管理基準】

雑用水に関する衛生上必要な措置として、人の健康に関わる被害が生ずることを防止する措置を講ずることとされており、下記の検査が必要となります。

検査項目	基準値	検査頻度	
		散水・修景・清掃	水洗便所
pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること	1 回/週	1 回/週
臭気	異常でないこと		
外観	ほとんど無色透明であること		
大腸菌	検出されないこと	1 回/2 ヶ月	1 回/2 ヶ月
濁度	2 度以下であること		
遊離残留塩素	0.1mg/l(結合の場合 0.4mg/l)以上 病原体の汚染の恐れ有：0.2 mg/l (結合の場合 1.5 mg/l)以上	1 回/週	1 回/週

\*し尿を含む水を原水として用いないこと（水洗便所は除く）。

\*水洗便所手洗いやウォシュレット等に使用する場合は、飲料水の適用を受ける。

## 【学校環境衛生基準】

学校環境衛生の維持を図るため、下記の検査が必要となります。

検査項目	基準値	検査頻度
		散水・修景・清掃・水洗便所等
pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること	2 回/毎学年
臭気	異常でないこと	
外観	ほとんど無色透明であること	
大腸菌	検出されないこと	
遊離残留塩素	0.1mg/l(結合の場合 0.4mg/l)以上であること	

\*病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合は遊離残留塩素が 0.2 mg/l 以上保持されていること。

詳しくは、当社 分析担当者 **大塚、貝森**まで、お気軽にお問い合わせください。  
(フリーダイヤル0120-01-2590 内線338、318)



■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

